## 雇用保険法 育児・介護の継続給付 ワンポイント解説(2018年版)

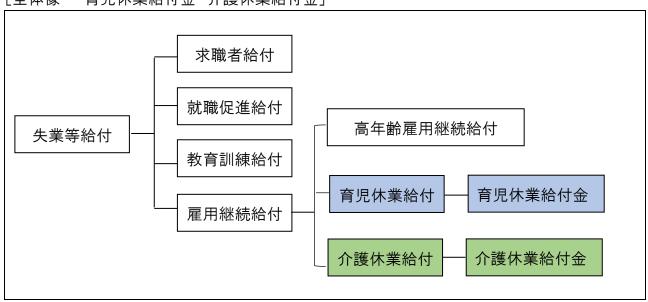
## [学習のポイント]

細かく内容を確認していくと混乱してしまう箇所です。

対象者、支給要件、支給金額等に分けてしっかり理解して覚えていくことが重要です。

下記の内容をしっかり頭に入れて枝葉を確認してください。

## [全体像…育児休業給付金 介護休業給付金]



対象者		
育児休業給付	介護休業給付	
1歳に満たない子を養育するための休業(原則)	対象家族を介護するための休業	

2 週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び孫並びに配偶者の父母

支給要件(みなし被保険者期間)		
育児休業給付	介護休業給付	
休業を開始した日前2年間にみなし被保険者期間が通算して12カ月以上		

支給期間	
育児休業給付	介護休業給付
被保険者が下記の年齢に満たない子を養育す	対象家族1人につき、
る期間	介護休業を開始した日から起算して3カ月を経
·1 歳	過する日までの期間
・1 歳2カ月	(分割取得の場合)
・1歳6カ月 一定の場合	対象家族1人につき
·2歳	<u>3回</u> を上限として、 <u>通算93日</u> までの期間

支給額		
育児休業給付	介護休業給付	
(法本来の支給額)···休業開始時賃金日額×支給日数×40/100		
(暫定措置)	(暫定措置)	
休業開始時賃金日額×支給日数× <u>50/100</u>	休業開始時賃金日額×支給日数× <u>67/100</u>	
(休業日数が通算して180日に達するまでの間)		
休業開始時賃金日額×支給日数× <u>67/100</u>		

申請関係		
育児休業給付	介護休業給付	
(申請期限)	(申請期限)	
支給単位期間の初日から起算して4カ月を経過	支給単位期間の初日から起算して2カ月を経	
する日の属する月の末日まで	過する日の属する月の末日まで	

提出書類及び提出先		
育児休業給付	介護休業給付	
事業主経由して所轄公共職業安定所の長		
(提出書類)	(提出書類)	
「育児休業給付金支給申請書」	「介護休業給付金支給申請書」	
+	+	
「休業開始時賃金証明 <mark>票</mark> 」	「休業開始時賃金証明 <mark>票</mark> 」	